

保育園は子育て中の
パパ・ママを応援します

一時保育



志木市立いろは保育園

志木市本町1-1-67

電話 080-7225-2257

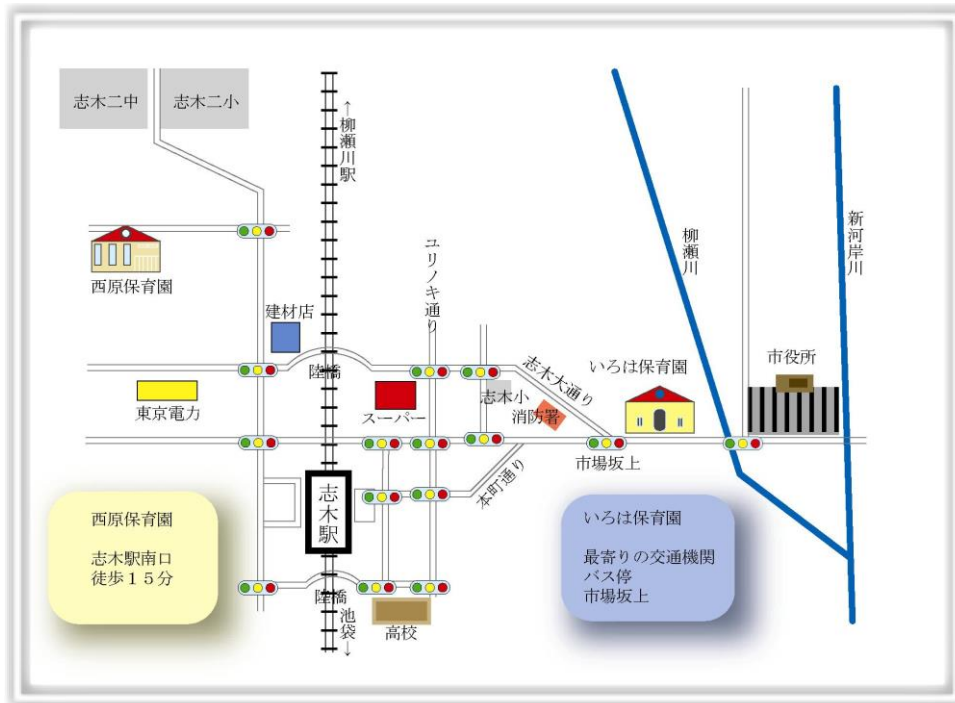
志木市立西原保育園

志木市幸町3-9-52

電話 080-9462-5986

問合せ・申し込み受付時間

平日：午前8時30分～午後4時30分



Q、一時保育とは？

保護者が仕事や就学、出産や介護、リフレッシュ等の理由で家庭での保育が困難な場合に、保育園で一時的にお子様をお預かりする事業です。

Q、利用できる内容は？

①非定型一時保育（週3日以内で最長6か月まで）

保護者の就労・職業訓練・就学等により断続的に家庭において保育が困難な場合

②緊急一時保育（3か月以内 ※出産は4週間以内）※再申請可能

保護者の傷病、災害、事故、出産（里帰り出産含む）看護、介護等の理由により、緊急かつ一時的に家庭において保育が困難な場合

③リフレッシュ一時保育（1か月につき3日以内※）

※いろは保育園・西原保育園の利用合計が3日以内

保護者の育児に伴う心理的又は身体的負担の軽減を図る等の理由により、一時的に家庭において保育が困難な場合

Q、利用できる児童は？ 次の要件をすべて満たす児童

- ・保護者とも志木市内に居住している児童（里帰り出産除く）
- ・保育施設に通園していない児童
- ・集団保育が可能な満8か月から就学前までの児童

Q、利用時間は？

平日 午前8時30分～午後4時30分

土曜日 午前8時30分～午後4時30分（緊急一時保育のみ実施）

※非定型及び緊急一時保育は上記時間内で必要な時間での預かり

Q、利用料は？

- ・1日1人利用料1,240円＋給食費280円＝1,520円
- ※生活保護世帯・非課税世帯・年収360万円未満世帯は無料
- ※里親世帯や多生児（注）は利用料無料、給食費はご負担いただきます。

（注）保育園・認定こども園・幼稚園に通園していない多生児が緊急もしくはリフレッシュ一時保育を利用する場合に限る

Q、申請の手続きは？

①非定型一時保育・・・利用日の1か月前～14日前までに申請書と証明書等を利用する保育園に提出。

②緊急一時保育・・・利用日の1か月前～7日前までに申請書と証明書等を利用する保育園に提出。
（利用内容により前日でも可）

③リフレッシュ一時保育・利用日の1か月前～7日前までに申請書を利用する保育園に提出

問合せ → 申し込み → 面接 → 利用開始

◎申請書を提出していただく際、お子様と一緒に面接を行います。

◎提出された書類を確認のうえ決定通知書を発行します。

Q、申請時に必要なものは？

1. 志木市一時保育利用申請書（市ホームページからダウンロード可）
2. 利用の証明になる書類等
3. 母子健康手帳

Q、1日の生活の様子は？

午前	おやつ 遊び（散歩、体操等） 昼食	午後	お昼寝 おやつ 遊び
----	-------------------------	----	------------------



0歳児はお子さんの状況に応じて離乳食を提供しています。

保育園児と交流したり、季節の園行事等にも参加しています。

お子さんにアレルギーがある場合は事前に必ずご相談ください。

キャンセルについて

キャンセルする場合は、事前に電話で利用する保育園へご連絡ください。利用日当日にお休みする場合は、**午前9時までに**利用する保育園へ必ずご連絡ください。ご連絡をいただいた場合は、利用料と給食費はかかりません。また、リフレッシュ保育の予約変更はできません。キャンセルした場合は、保育を利用したとみなします。なお、連絡が利用日当日午前9時を過ぎてしまった場合は、利用料と給食費のお支払が発生します。